

## 入札説明書

宮崎県が行う宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の5に問い合わせができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日 令和7年6月20日

### 2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務
- (2) 委託内容 清掃業務
- (3) 履行場所 宮崎県高鍋総合庁舎 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
- (4) 契約期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。)第128条第1項に基づく範囲内(予定価格の10分の6以上)の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

### 3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記1の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
  - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
  - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
    - (イ) 役員等(役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。)が、暴力団関係者であると認められるとき。
    - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
    - (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約そ

の他の契約の相手方としていた場合 ((オ)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合  
オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度(以降)において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。)第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者であること。  
(3) 名簿において等級Aに格付けされている者であること。  
(4) 県内に本店を有すること。  
(5) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。  
(6) 次のいずれかに該当する者であること。  
ア 令和7年度において上記2(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者  
イ 宮崎県内に所在する建物(施設)において、令和6年度末又は当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日に当たる日のいずれか早い日までに終了する種類及び規模をほぼ同じくする一契約(別記「『種類及び規模をほぼ同じくする契約』について」参照。)に基づく業務(以下「同種業務」という。)を1回以上誠実に履行している者  
ウ 令和4年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物(施設)において、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有すること。  
(7) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。  
(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

#### 5 担当部局

宮崎県高鍋県税・総務事務所 管理担当

児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1

郵便番号884-0002 電話番号0983-23-0213

#### 6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

**ア 入札参加資格確認申請書の様式**

別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付。

**イ 申請書等の提出期間**

令和7年6月20日から令和7年7月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

**ウ 提出場所 5に同じ**

**エ 提出部数 1通**

※ (2)の資料については、公告日・発注機関の担当部局・委託内容（清掃業務）が同じであるものは、委託件名毎（庁舎毎）に1通提出する必要はなく、まとめて1通で可とする。

**オ 提出方法**

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

**(2) 入札参加資格確認資料**

入札参加資格確認資料は、次のとおりとし、ア及びイの書面は6箇月以内のものとする。

**ア 法人にあって登記事項証明書の写し又は個人にあっては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し**

**イ 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し**

**ウ 4(6)に該当することを証する下記の書面**

4(6)アに該当する場合…該当する業務の契約書の写し

4(6)イ又はウに該当する場合…該当する業務に係る契約書の写し及び同種業務実績調書（別記様式第2号）

**エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する登録に係る証明書の写し**

**(3) 入札参加資格確認結果の通知**

令和7年7月11日までに書面により通知する。ただし、令和7年7月11日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

**(4) 申請書等の作成費用の負担等**

**ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。**

**イ 申請書等は、返却しない。**

**ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。**

**7 入札参加資格確認に対する異議申立**

**(1) 異議申立**

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。

**ア 受付期間**

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

**イ 受付場所 5に同じ**

**ウ 提出方法**

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 質問の受付期間

令和7年6月20日から令和7年7月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面を郵送(書留郵便に限る。)又は持参して提出するものとする。

郵送する場合は、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

なお、電話や電送によるものは、受け付けない。

(2) 質問書に対する回答

(1)の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

また、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

令和7年7月7日から令和7年7月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

10 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所 5に同じ

(2) 提出期限

令和7年7月18日 午後5時

(3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

(4) 提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金

額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7月22日開封《宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

## 11 開札

- (1) **開札日時** 令和7年7月22日 10時30分
- (2) **開札場所** 宮崎県高鍋総合庁舎3階 大会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
- (3) **開札の立会い**  
開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

## 12 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) **契約保証金**

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの。）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

**14 入札の効力**

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

**15 落札者の決定の方法**

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

**16 その他**

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

## 別記

### 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について (入札説明書4(5)関係)

- 入札参加資格における「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、  
建物屋内の床面積576m<sup>2</sup>以上の日常清掃（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）の委託に係る6箇月以上継続した一契約とする。
- 「建物屋内」について
  - ・ 玄関ホール、廊下、エレベーターホール、便所及び洗面所、湯沸室、エレベーター、階段、喫煙スペース、事務室、会議室などの建物内部を指す。
  - ・ 駐車場、玄関周り、犬走り、構内通路、屋上広場などの屋外は、対象外。
- 「床面積」について
  - ・ 本紙の定義に該当する建物屋内の日常清掃（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）実施部分の面積であり、建物の延べ床面積とは異なる。
  - ・ 単位は「m<sup>2</sup>」とし、小数点以下の端数は切り捨てる。
  - ・ 原則として壁心寸法で算出し、柱型・家具・什器等の面積は差し引かない。
- 「日常清掃」・「特別清掃」・「定期清掃」の別
  - ・ 日常清掃とは、1日単位の短い周期（1週間のうち3日以上）で日常的に行う清掃を指す。
  - ・ 特別清掃（※面積算入対象外）とは、ガラス清掃、会議室清掃などの、年に数回、特別に行う清掃を指す。
  - ・ 定期清掃（※面積算入対象外）とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃を指す。

令和7年6月

宮崎県が実施する清掃業務・警備保障業務に係る  
一般競争入札に参加される皆様へ

### 入札についてのお願い

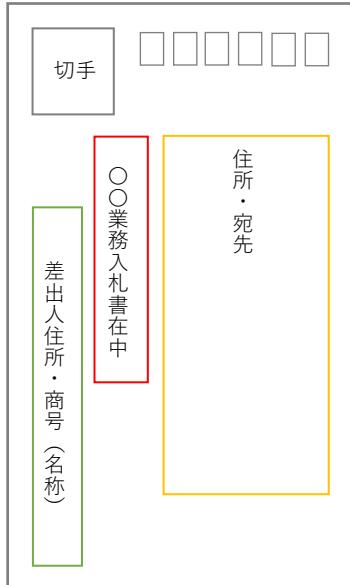
- 1 入札説明書等の内容を十分に確認の上、入札に参加していただくようお願いします。
- 2 入札書の受理に関するトラブルを防止するため、入札書の提出方法は、「持参」若しくは「郵送（書留郵便（一般・簡易）に限る）」としております。  
普通郵便等、他の方法によるものは受理できませんので、御注意ください。
- 3 入札書の受理の際には、まず、入札参加資格確認結果通知書の写しを確認します。  
このため、入札参加資格確認結果通知書の写しは、入札書を入れる封筒内には同封せず、持参の場合は、入札書の入った封筒に添えて提出し、郵送の場合は、入札書の入った封筒を入れる封筒内に入れるようにしてください。
- 4 入札書（1回目）に記入する入札人は、できるだけ代表者としてください。  
提出については、代表者、代理人のいずれかで構いません。委任状の提出方法は入札参加資格確認結果通知書の写しと同様とします。
- 5 入札書の日付は、入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入してください。  
入札書の日付が開札日となっている場合は無効となります。
- 6 開札に立ち会う場合の立ち会い者の人数は1名とし、入札者又はその代理人若しくは貴社の社員としてください。  
立ち会い者がいない場合は、入札説明書の11(3)により、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うものとします。
- 7 開札の結果、予定価格を上回る入札があり、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととなります。  
このため、再入札に参加される場合は、開札日当日に、再入札のための入札書、委任状等を御持参ください。

発注機関	宮崎県高鍋県税・総務事務所
連絡先	管理担当 弓削 風太
電話	0983-23-0213

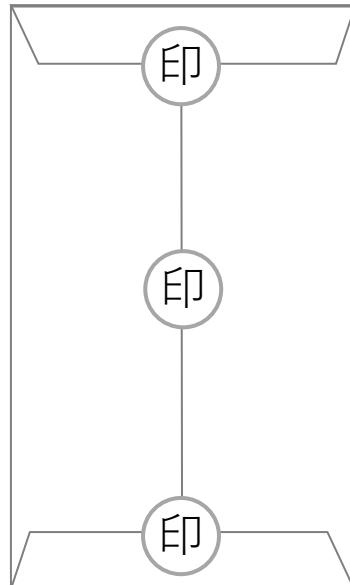
(参考：外封筒の作成例)

※持参の場合は不要です。

(表)



(裏)

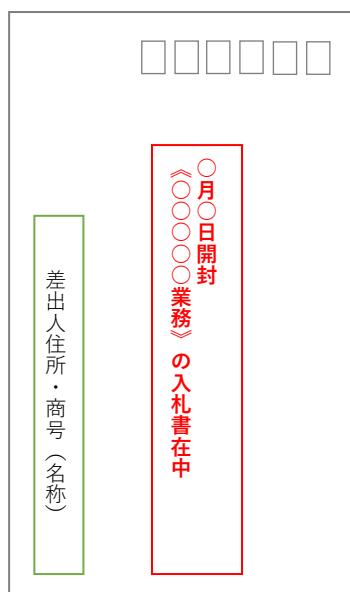


- 宛先は入札説明書を御確認ください。
- 「〇〇業務入札書在中」と御記入ください。
- 差出人の住所、商号（名称）を御記入ください。
- 代表者印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印してください。  
(封筒の構造上、つなぎ目部分が2箇所しかない場合は、割印も2箇所で構いません。)
- 郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」により郵送をしてください。  
(この2つ以外の方法での郵送の場合は受理できず「無効」となります。)
- 入札書等封入後、封筒をのり等でしっかりと封緘してください。

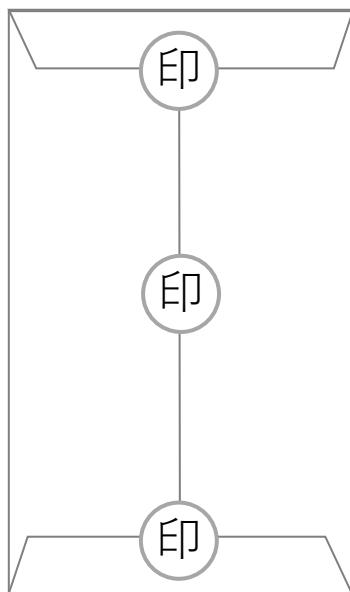
(参考：入札書を入れる封筒の作成例)

※持参の場合は、この封筒に入札参加資格確認結果通知の写しを添えてご提出ください。

(表)



(裏)



- 入札説明書を御確認の上「入札書在中」と御記入ください。
- 差出人の住所、商号（名称）を御記入ください。
- 代表者印を封筒のつなぎ目部分に割印として押印してください。  
(封筒の構造上、つなぎ目部分が2箇所しかない場合は、割印も2箇所で構いません。)
- 入札書封入後、封筒をのり等でしっかりと封緘してください。

※ 本紙は、入札参加資格確認申請時に、申請書類一式に添えて提出してください。

## 入札参加資格確認申請 提出書類一覧

### (令和7年度清掃業務)

提出者

区分	書類提出	適否 ※記入不要
①入札参加資格確認申請書（入札説明書別記様式第1号）		
入札参加資格確認資料		
②法人の場合…登記事項証明書の写し 個人の場合…本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し ※いずれの場合も申請日から起算して6箇月以内のもの		
③宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し ※申請日から起算して6箇月以内のもの		
④入札説明書4(6)に該当することを証する書類 ※下記i又はiiの該当する方の提出資料		
⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する登録に係る証明書の写し		

i 令和6年度において、今回の入札物件と同じ物件の清掃業務受託し、誠実に業務を履行している場合

区分	書類提出	適否 ※記入不要
該当する物件の契約書の写し（コピー）		

ii 令和4年度から令和6年度までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、今回の入札物件と種類及び規模をほぼ同じくする契約に基づく業務を誠実に履行した実績がある場合

区分	書類提出	適否 ※記入不要
該当する物件の契約書の写し（コピー）		
同種業務実績調書（別記様式第2号） <u>〔原本〕</u>		

※ 適否の欄は記入しないでください。

※ 審査上疑義が生じた場合等には、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

（清掃業務等の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領別記様式第1号－1（第8条関係））

## 入札参加資格確認申請書

年　月　日

宮崎県高鍋県税・総務事務所 所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

FAX番号

令和7年6月20日付けで公告のありました高鍋総合庁舎清掃業務に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人につては登記事項証明書の写し（6か月以内のもの）、個人につては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し（6か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6か月以内のもの）
- 3 同種業務実績調書（別記様式第2号）及び契約書の写し（第5の1の（6）に規定する「当該年度において当該入札に係る物件の同業務を受託し、誠実に業務を履行している者」として申請を行う場合は、契約書の写しのみ。）
- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する登録に係る証明書の写し

別記様式第2号（入札説明書第4（6）関係）

（清掃業務等の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領別記様式第2号（第8条関係））

同種業務実績調書

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

業務名	
発注機関名	
契約日	
契約金額	
施設名	
場所	（都道府県名・市町村名）
面積	m <sup>2</sup>  (業務別に次の面積を記載してください) ※清掃業務の場合・・・「建物屋内において週3回以上清掃を行っている部分の面積」（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。） ※警備業務の場合・・・「建物の延床面積」
期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 発注機関が「宮崎県」の機関でない場合は、下記の欄において発注者からの証明が必要。  
(「県立看護大」は、県の機関ではないため証明が必要です。)

上記委託業務が、誠実に履行された（されている）ことを証明します。

年 月 日

発注者  
住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

記載上の注意点

- この証明書は、清掃業務等の委託契約に係る入札参加のための審査に使用するものです。  
公告に掲げる要件を満たす業務の受注実績を記入してください。
- 「面積」欄については、清掃業務は建物屋内において週3回以上の清掃を行っている部分の床面積（特別清掃・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）を、警備保障業務は建物の延床面積を記入してください（小数点以下の端数は切り捨てる）。  
ただし、複数業務（清掃・建物警備・駐車場警備・設備管理など）を合算した契約を行っている場合は、「公告に掲げる同種の業務」に限定した面積を記載してください。
- 記載した業務の契約書の写しを添付してください。

## 別記様式1 (契約書第8条関係)

年      月      日

宮崎県高鍋県税・総務事務所長 殿

所名  
代表者名

## 清掃業務現場代理人等報告書

清掃業務に従事する現場代理人及び作業員を下記のとおり報告します。

業務名 高鍋総合庁舎清掃業務

# 宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務委託仕様書

宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務委託について、以下の仕様書に基づき、契約担当者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とで委託業務契約を締結し、乙は信義に従って誠実に履行するものとする。

## 第1 基本事項

### 1 委託業務の対象となる施設の概要

次の庁舎の共用部分及びその敷地とする。

#### 宮崎県高鍋総合庁舎（以下「県庁舎」という。）

所在地 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1

建物屋内の日常清掃床面積 576m<sup>2</sup>

（特別・定期清掃及び駐車場等の屋外清掃を除く。）

	清掃箇所	面積(m <sup>2</sup> )等
建 物 屋 内	玄関ホール	82
	県民室	20
	廊下及びエレベーターホール	288
	便所及び洗面所	104
	湯沸室	24
	エレベーター	1基(1m <sup>2</sup> )
	階段	57
	喫煙場所（屋上）	2
屋 外	シャワー室（定期清掃のみ）	12
	玄関周り	65
	構内通路	3,772
特 別 清 掃	非常階段・犬走り	49
	共用会議室（特別清掃のみ）	213
	窓ガラス（特別清掃のみ）	503

## 2 委託業務の種類

清掃業務

## 3 委託業務の実施

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たり労働基準法ほか労働関係諸法令及び関係法令並びにこれらに基づく基準等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、委託業務を実施すること。
- (2) 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持して、常に適正な業務を行うこと。

## 4 委託業務の内容

別紙「清掃作業基準仕様書」のとおり

## 第2 清掃業務

### 1 清掃員の構成

本業務に従事する清掃員として、次の者を配置すること。

#### (1) 現場代理人

清掃業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者。

#### (2) 作業員

現場代理人の指示に従って作業を行う能力を有し、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者。

## 2 清掃種別

### (1) 日常清掃

原則として1日単位の周期で日常的に行う清掃をいう。

除塵、拭き、ゴミの収集等の日常的な作業により、汚れ進行度の早い場所や部位の汚れを除去すること。特にトイレの便器、洗面台等に黄ばみ、黒ずみ、尿石、水垢などの汚れの付着や悪臭がしないようにすること。

### (2) 定期清掃

原則として月単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

除塵、拭き、洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業により、日常的な清掃では除去困難な汚れや汚れ進行度の遅い場所・部位の汚れを除去すること。特にトイレの便器、洗面台等の黄ばみや黒ずみ、尿石、水垢などの汚れは完全に除去すること。

定期清掃は、原則として土曜日に行うこと。

(5月、8月、11月、2月の年4回)

### (3) 特別清掃

庁舎の窓ガラス清掃（6月・12月の年2回）

共用会議室（5月・11月の年2回）

## 3 清掃の実施時間等

### (1) 清掃の実施日

開庁日（下記の休日を除く月曜日から金曜日まで）

〈休日〉

・土曜日、日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

・12月29日から翌年の1月3日まで

## (2) 清掃時間

午前8時から午後4時まで

## 4 清掃業務の処理結果の報告

清掃業務の処理結果は、次の様式を作成し、契約書別記様式2（清掃業務実績報告書）に添付して報告すること。なお、定期清掃及び特別清掃は写真を添付すること。

清掃日時を変更する場合は、事前に甲の承認を受けること。

- (1) 日常清掃　　日常清掃作業日誌（別記様式1）
- (2) 定期清掃　　定期清掃作業日誌（別記様式2）
- (3) 特別清掃　　特別清掃報告書（別記様式3）

## 5 費用の負担区分

- (1) 乙は、委託業務の処理に当たり次のものほか業務に必要な費用を負担し、清掃員へ支給すること。

ア 清掃に必要な器具、材料

(ア) 業務の処理に当たり使用する器具、材料は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、安全性を確認し、環境に配慮したもの用いること。

(イ) 清掃範囲のトイレに補充するトイレットペーパー、便座シート及び水石鹼等の消耗品は乙が用意すること。

(ウ) 業務において使用する資材、消耗品は、品質良好のもの（JISマーク商品等）を用いること。なお、トイレットペーパーは古紙配合のものを使用すること。水石鹼は手を洗った際に泡が出る程度にして補充すること。

イ 被服、名札

ウ 清掃関係用紙

(ア) 日常清掃作業日誌

(イ) 定期清掃作業日誌

(ウ) 特別清掃報告書

- (2) 委託業務の処理に要する電気、水道及びガスは甲が提供するものとするが、乙はその使用については、節約に努め、その後始末を完全にして、事故等の発生を防止するよう努めなければならない。

## 6 場所等の提供

甲は、乙が業務を実施するために必要な次の場所を提供するものとし、乙は、提供物件を常に整理整頓し善良な管理において使用するものとする。

- (1) 作業員休憩室
- (2) 作業用具保管場所

## 7 留意事項

- (1) 委託業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は充分な管理を行うこと。
- (2) 作業実施に当たっては甲の執務に支障のないよう行うこと。
- (3) 清掃作業に使用する雑巾等の作業道具等は、使用後は消毒を行うなど衛生管理を徹底すること。
- (4) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。
- (5) 作業実施に当たっては、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生を行うなど、安全性に配慮すること。

## 8 その他

委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、臨時に新たな清掃等が必要となった場合や庁舎管理上必要と認められる事項がある場合は、甲、乙協議のうえ実施について決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 第3 清掃実施計画書等の提出

乙は、委託業務の実施に当たり、下記の書類を別記様式4に添付して提出し、甲の指定する者の確認を得るものとする。ただし、2については、甲と契約前に事前協議を行い、提出すること。

### 1 清掃実施計画書

8月10日まで

日常清掃、定期清掃及び特別清掃の実施日程（年間・月計画）、実施時間、作業内容、清掃に必要な器具・材料、被服、清掃日誌の用紙等を定めた清掃実施計画書を作成して甲に提出すること。

### 2 清掃業務現場代理人等報告書（契約書別記様式1）

8月10日まで

### 3 清掃等に従事する者の名簿

ア～エ 8月10日まで

オ 9月10日まで

ア 履歴書

イ 写真

ウ 清掃等に関する資格免許等の写し

エ 実務経験年数

オ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険（法定義務）の加入状況  
ただし、社会保険の適用除外の者は、理由書を提出すること。

### 4 緊急連絡体制表

8月10日まで

乙は、緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。

### 5 ガラス清掃安全実施計画書

8月10日まで

乙は、ガラス清掃に従事する清掃員の安全面等を考慮した実施体制、安全対策等を検討の上で、ガラス清掃安全実施計画書を作成し提出すること。

## 清掃作業基準仕様書

## 1 清掃方法

(1) 各供用部分の清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	日常清掃	定期清掃
玄関ホール	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 フロアマットは真空掃除機で吸塵する。 4 扉ガラスで汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。 5 金属部分は、タオル等でほこりを取る。	1 床の表面洗浄（ワックス上塗り。以下同じ。）を行う。 2 フロアマットは、適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 3 扉ガラスは、両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。 4 壁、窓、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 ※県民室は定期清掃に含めない。
廊下及びエレベーターホール	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 ごみ箱のごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオル水拭き及び乾拭きをする。 4 手すりは消毒液を用いて拭く。	1 床の表面洗浄を行う。 2 壁、窓、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 3 フロアマットは、適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
便所及び洗面所  シャワー室 (定期清掃のみ)	1 床全面をモップで水拭きし、床排水トラップの水を補充する。 2 洗面台及び水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布し、汚れを洗浄のうえ、タオルで拭く。 3 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 4 大小便器は適正洗剤を用いて汚れを洗浄し、拭く。 5 紙屑入れ及び汚物入れは内容物を回収し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 6 トイレットペーパー、便座シート及び水石鹼の補充 7 ドアノブやレバー等は、消毒液を用いて拭く	1 床の表面洗浄(できない場合一般洗浄)を行う。 2 壁、窓、排気口グリル、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 3 トイレの便器、洗面台等に黄ばみや黒ずみ、尿石、水垢などの汚れは、完全に除去する。 4 シャワー室の床面をモップで水拭きし、床排水トラップの清掃を行う。
湯沸室	1 床全面をモップで水拭きし、床排水トラップの水を補充する。 2 流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 3 塵芥容器の塵芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄、タオルで拭く。 4 茶殻の処理（茶殻は、水分を十分き	1 床の表面洗浄(できない場合一般洗浄)を行う。 2 壁、窓、排気口グリル、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 3 流し台の黒ずみや水垢などの汚れは、完全に除去する。 4 床排水トラップの清掃を行う。

	<p>り、所定の場所に搬出)</p> <p>5 茶殻入容器、床面及び壁等の洗浄(ゴキブリ等衛生害虫の駆除を含む。)</p> <p>6 蛇口等は消毒液を用いて拭く。</p> <p>7 ゴミ箱のゴミを収集し、容器の汚れた部分はタオル等で水拭き及び乾拭きする。</p>	
エレベーター	<p>1 床面は真空掃除機で吸塵する。又は、自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 床面の汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>3 壁、扉、操作盤で、汚れた部分は、タオル等で水拭き又は適正洗剤で拭く。</p> <p>4 扉溝は、真空掃除機で吸塵する。</p>	<p>1 床の表面洗浄を行う。</p> <p>2 壁、扉、操作盤は、適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。</p>
階段	<p>1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。</p> <p>3 手すりは、消毒液を用いて拭く。</p> <p>4 窓台等で汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。</p>	<p>1 床の表面洗浄を行う。</p> <p>2 壁、窓、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。</p>
喫煙場所	<p>1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 灰皿の吸殻を収集し、容器をタオルで拭く。</p>	—
玄関周り	<p>1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。</p> <p>3 フロアマットは真空掃除機で吸塵する。</p>	<p>1 床の表面洗浄(できない場合一般洗浄)を行う。フロアマットを敷いている床(格子部分)は真空掃除機で吸塵する。若しくは、自在ぼうき等で掃き集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 フロアマットは、適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。</p>
敷地 非常階段 犬走り (車庫・駐輪場 を含む)	<p>1 落ち葉等をほうき等で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>2 落ち葉のないところは、巡回して粗ごみを拾い所定の場所に搬出する。</p>	—

(2) 特別清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	特別清掃
共用会議室	1 床の表面洗浄を行う。
窓ガラス	<p>1 ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釀したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。</p> <p>2 ガラス面の隅の汚水をタオル等で拭き取る。</p> <p>3 ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</p>

	<p>4 外側のガラス清掃においては、墜落制止用器具を装着し、落下防止の手段を講じる。</p> <p>5 高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。</p>
--	---

2 清掃箇所

別添「清掃区域図面」による。

# 入札辞退届

下記業務の入札について、都合により入札を辞退します。

- 1 受託の内容 宮崎県高鍋総合庁舎清掃業務
- 2 受託の場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3 8 7 0 - 1

令和 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

印

宮崎県高鍋県税・総務事務所 所長 木村 昌夫 殿

## 清掃区域図面（全体敷地）

